

令和2年度 起業チャレンジ応援事業 (高成長枠(育成支援事業))

募集案内

令和2年7月





目 次

●制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
●応募対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
●助成対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
●助成事業の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
●助成金の交付条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
●助成対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
●応募の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
●助成事業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
●交付決定以降のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

●制度の目的

新潟県内において高い成長性が見込まれる事業に取り組む起業希望者等に対して育成支援を行う、民間スタートアップ拠点を支援することを目的とする。

- ※「起業希望者等」とは、起業希望者や起業間もない者を指します。
- ※「起業間もない者」とは、公募開始日(令和2年7月1日)以降に会社を設立した者 を指します。

●応募対象者

起業チャレンジ応援事業(高成長枠)を申請する起業希望者等を支援する、県内の民間 スタートアップ拠点。

●助成対象事業

高い成長性が見込まれると認められた起業希望者等に対し、民間スタートアップ拠点が行う育成支援に係る事業。

●助成事業の対象期間

交付決定日から令和3年2月20日まで

●助成金の交付条件等

○助成限度額及び助成率

創業希望者に対する育成支援の実施に必要な経費の2分の1以内で、100万円を上限 に助成します。

- ※ただし、助成限度額は民間資金調達計画の達成割合によって変動します。
- (例. 民間資金調達計画の達成割合が80%であれば、助成限度額も80万円)
- ※助成対象者は、起業チャレンジ応援事業(高成長枠)において採択者が出た拠点のみとなります。
- ※助成金の交付は経費の支払を終えた後の精算払です。

●助成対象経費

1 助成対象経費の内容

下記のうち、<u>助成事業の対象期間内に契約、取得、支払が完了する経費が対象です。</u> なお、本事業における対象経費は、起業チャレンジ応援事業(高成長枠)を申請する 起業希望者等を支援するために使われた経費であることが客観的に認められるものに限 ります。

奴 弗 豆	/\	H
経費区	分	助成対象経費
拠点設備費		・事業を行うために必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・
		借用・修繕に要する経費
		・事業所の増改築費 ※新築工事費は対象外
		・事業用車輌購入費
		※乗用車(3、5 ナンバー)は対象外(旅客運送業を除く)
		・法人登記費用(印紙・登録免許税を除く)
		・消耗品費
		・その他必要と認められる経費
事業促進費		・人件費(本人、3親等以内の親族を除く)
		• 賃 借料
		・光熱水費
		• 通信運搬費
		• 広告宣伝費
		・その他必要と認められる経費

2 助成対象経費の支払方法

銀行振込み、銀行口座振替、小切手、自己振出の約束手形のいずれかで行ってください (※現金による支払は認められません)。

●応募の方法

1 申請書類の入手方法

NICOホームページ(https://www.nico.or.jp/)からダウンロードできます。

2 申請書類の作成

以下の書類を作成してください。なお、申請書は起業希望者に対する確認書の発行の 後に提出してください。

- ・起業チャレンジ応援事業(高成長枠(育成支援事業))交付申請書
- ・起業チャレンジ応援事業(高成長枠(育成支援事業)))事業計画書
- ・事業経費の内容及び助成金交付申請額
- ・暴力団の排除に関する誓約書
- ・現在事項全部証明書(登記簿謄本)の写し
- ・直近2期分の決算書の写し
- ・パンフレット等会社概要がわかるもの

3 NICOへの申請書の提出

2の書類を揃え、応募期間内にNICOに提出してください。

4 応募期間

令和2年7月1日(水)~令和2年8月31日(月)17時30分必着 ※提出は簡易書留による郵送または持参してください。

【申請先・お問合せ先】

〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9 階 (公財) にいがた産業創造機構 産業創造グループ 創業・経営革新チーム 渡部 (わたなべ)

TEL 025-246-0051(直通) FAX 025-246-0030

●助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 1 助成事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受ける こと。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を機構に納付 する場合があること。
- 6 事業により取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定等により収益が生じときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付する場合があること。
- 7 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業が完了した日の属 する年度の終了後5年間保存すること。

●交付決定以降のスケジュール

1 採否通知

審査結果を申請者に郵送で通知します。

採択された場合、交付決定日から令和3年2月20日までが助成事業の対象期間です。 この間に契約、取得、支払いが完了する経費が助成対象となります。それ以外のもの は助成対象外となりますのでご注意ください。

2 採択者説明会

助成金交付までのスケジュールや事務手続き、注意点についてご説明します。

3 実績報告書の提出(事業の完了後)

助成対象期間内に支払った助成対象経費に関する支払証拠書類(見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等)の写しを報告書に添付して提出していただきます。

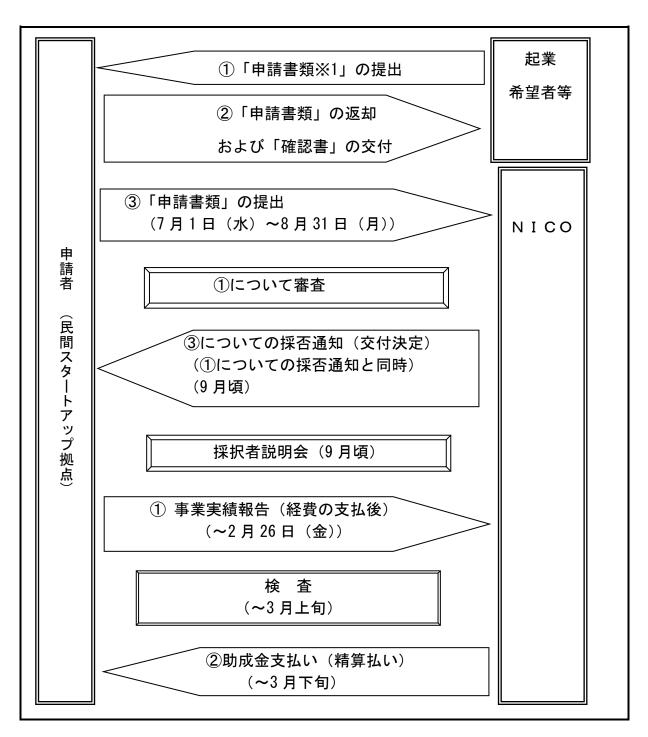
4 助成金の支払

助成金は、実績報告書及び支払証拠書類を提出いただいた後、内容を精査して、助成対象経費として認められるもの(※)について、本事業で支援した起業希望者等の民間資金調達計画の達成割合を乗じて、精算払でお支払いします。

(※) 起業チャレンジ応援事業(高成長枠)を申請する起業希望者等を支援するために使われた経費であることが客観的に認められるものに限る。

【参考】本事業の流れ

※時期は目安であり、前後する場合があります。



※1「起業チャレンジ応援事業(高成長枠)」に係る申請書